

**(仮称) 栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する
条例検討委員会 議事録**

1	会議の名称	第7回(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会		
2	会議の開催日時	令和2年1月24日(金) 午前10時～午前11時30分		
3	会議の開催場所	栗東市危機管理センター 防災研修室	公開の可否	㊦・一部不可・不可
4	事務局(担当課)	福祉部 障がい福祉課	傍聴者数	2名
5	非公開の理由 (非公開(会議の一部非公開を含む。)の場合)	/		
6	出席委員	樽井委員長・西垣委員・野田委員・堀内委員 仲川委員・滝口委員・岡本委員・大橋(博)委員 片岡委員・林委員・佐多委員・大橋(順)委員 (以上12名)		
7	会議の議事	(1) パブリックコメント(市民意見の募集)実施結果について (2) パブリックコメント後の最終案の確認について (3) 今後の施策推進について		
8	配布資料	<ul style="list-style-type: none"> ● 第7回検討委員会 次第 ● 資料1: パブリックコメント実施結果について(案) ● 資料2: 協議の場の設置について(案) ● 資料3: スケジュール(案) 		
9	審議等の内容	別紙のとおり		

(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する
条例検討委員会 議事録
(令和2年1月24日(金)開催)

1. 開会

事務局

ただ今より第7回(仮称)栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会を始めさせていただきます。まず始めに、傍聴者の報告を、委員長よろしくお願いたします。

委員長

この会議は原則公開となっております。今回、傍聴希望者が2名おられます。「栗東市付属機関等の会議の公開に関する要領」に基づき、傍聴を認めます。

事務局

ありがとうございました。では、開会にあたりまして、委員長からご挨拶を頂きたいと思います。

委員長

みなさん、おはようございます。委員長を仰せつかっております、樽井です。本日最終の議事を行うことになりました。7回にわたる検討委員会で、本当にたくさんのご意見を頂戴してきました。これもひとえに、検討委員のみなさまのお力、事務局の努力のおかげです。本日の議事も残っていますが、この1年間のみなさまの努力に、敬意を表したいと思います。本日も意見を頂きながら、条例案を議会に提出していくための、最終形を作っていくしたいと思います。どうぞよろしくお願いたします。

事務局

出席者確認のため、樽井委員長より、順に右回りでお名前をお願いいたします。

(順に自己紹介を行った)

本検討委員会開催にあたり、意思疎通支援者として手話通訳者2名、要約筆者4名、盲ろう通訳介助者2名にお越し頂いています。どうぞよろしくお願いたします。

事務局

本日の資料の確認をさせていただきます。

(資料確認を行った)

それでは、(仮称) 栗東市手話言語及び障がい者のコミュニケーション支援に関する条例検討委員会設置要綱第 6 条により、これより委員長の進行で議事を進めて頂きたいと思えます。

2. 議事 (1) パブリックコメント(市民意見の募集)実施結果について

委員長

1つ目の議題として、(1) パブリックコメント(市民意見の募集)実施結果について、事務局からお願いします。

事務局

まず、パブリックコメントについてご説明します。第 1 回～第 6 回目の検討委員会で、委員のみなさまにご検討頂きました、

(仮称) 栗東市手話言語条例(案)

(仮称) 栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例(案)

に対し、昨年 12 月 25 日～今週の 1 月 20 日まで、パブリックコメント(市民意見の募集)を行いました。条例案の提示にあたっては、文章(ルビ有・ルビ無し・テキスト版)の他に、検討委員会で出た意見を取り入れ、手話動画も二種類作成しました。動画について、簡単にご説明したいと思います。

一つ目が、音声及び手話版動画。こちらは市職員が音声、手話表現を行い、ビデオ撮影をし、字幕をつけました。

二つ目は、手話版動画(ろう者解説)。栗東市聴覚障害者協会会員で条例検討委員の西垣氏にご協力頂き、市職員が撮影を行い、字幕をつけました。こちらは音声なしの動画で、手話を必要とする様々なろう者にも伝わるように、手話言語独自の文法や、ゆっくり、分かりやすく伝えることを意識して表現して頂きました。これらの動画は、条例が制定される頃まで、栗東市役所公式 Youtube チャンネルで公開しております。

では、本日配布させて頂きました、資料 1 : パブリックコメント実施結果(案)について をご確認ください。結果、7 名の方から 19 件の意見をお寄せ頂きました。

(資料1:パブリックコメント実施結果について(案) の資料説明を行った)

委員長

事務局から説明があった部分について、質問がある方は挙手をお願いします。特にないようでしたら、私から少しお話しします。それぞれのご意見に対して、市の考え方が示されています。現時点での答え方としては、「ご意見を受け止めて、今後具体的に何ができるか決めていきます」というふうになると思います。ご意見そのものは、市としてしっかり認識し、これからどうするかということが書かれています。今の段階ではこの回答で、特に問題はないと思います。今後どのように具体化していくかということについては、議題(3)でまた話があると思います。

次に、(2)パブリックコメント後の最終案の確認について事務局より説明をお願いします。

2. 議事 (2) パブリックコメント後の最終案の確認について

事務局

今回、パブリックコメントを実施させて頂きまして、文言等修正に関するご意見はございませんでしたので、最終、事務局で確認後、議会に提案していきたいと思えます。よろしいでしょうか。

～承認～

もう1点、条例名称の「(仮称)栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例(案)」について。庁内協議において、「市」と「市」の言葉が重なるため、「栗東市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例」の方が親しみやすいのではないかという意見が出ておりましたが、例規担当の部署の考え方を確認したところ、やはり「栗東市」という自治体名を前に入れた方が良いとのことでしたので、このまま、「(仮称)栗東市市民をつなぐ情報・コミュニケーション条例(案)」という名称案で、議会に諮っていきたいと思えます。

委員長

普段の感覚で使う言葉と、法律や条例で使う言葉、それぞれ言葉の使い方のルールがあります。事務局の説明の通り、検討委員会で話し合った名称案で、よろしくをお願いします。

では、次に(3)今後の施策推進について、事務局より説明をお願いいたします。

2. 議事 (3) 今後の施策推進について

事務局

(資料2：協議の場の設置について (案))

資料3：スケジュール(案)について 説明を行った)

みなさま、それぞれの立場で、様々なご意見があるかと思いますが、条例が施行されたからといって、すぐに施策ができるというものではありません。人間と同じように、様々な意見を出して頂きながら、育てていくものだと思っております。より良い街となるように、行政だけでなく、市民、事業者、当事者、支援者の方々の協力が必要です。これらの施策をこれから実際に推進していくとなると、人・物・予算が、本当に必要となります。そのようなことを頭に置いて、工夫をしながら、みなさんと一緒にやっていきたいと考えています。みなさま方には、今後とも何かと協力をお願いするかと思いますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上で、協議の場の設置についてと、来年度の計画の策定等のスケジュール案についての説明を終わります。

委員長

ありがとうございました。今の事務局の説明を受けて、質問のある方は、挙手願います。

委員

計画策定委員会の構成メンバーについて、どのような方を想定していますか。

事務局

学識経験者、市内事業所代表、障がい者団体代表(心身障がい児(者)連合会構成団体5団体)、障がい者相談支援機関の方、社会福祉協議会、自治連合会、民生委員児童委員協議会、障がい者の就労関係の方、保健所の方、一般般公募の方、コミュニケーション支援団体の方を想定しています。

委員

その方たちだけでしょうか。

事務局

計画策定委員会については、今お伝えした団体の約 20 名を想定しています。計画策定委員会を開催するにあたって、各団体の方、支援者の方にヒアリングをさせていただきます。ヒアリングの場でお聴きした意見を、計画策定委員会の中で出していきたいと思えます。

委員

意見番号 13 について。協議の場を設ける際、教育委員会、幼児課、商工会、病院・医院の代表の方が必要という意見が出ており、私も必要だと思っています。市役所の説明だと、「ご意見として拝聴いたしました。」となっていますが、意見に挙がっていた方を、計画策定委員会に入れるのは難しいのでしょうか。

事務局

計画策定委員会の委員選考については、この場でまだはっきりとしたことが言えませんので、今後、市で考えていきます。パブリックコメントのご意見としては、拝聴いたしますということになります。

計画策定委員会だけが協議の場ではなく、様々なヒアリングの場も協議の場として位置付けています。その中で、医療関係者、教育関係者、関係団体の方の意見を聴いていきます。計画に盛り込まれる内容は、手話言語と情報・コミュニケーションに関する内容だけではなく、栗東市の障がい福祉全体にかかる施策もありますので、あらゆる関係の方々からの意見を聴く必要があります。ですので、現在のところ、先ほどのパブリックコメントに対する市の考え方としては、「ご意見として拝聴いたしました。」とさせていただきます。

委員

分かりました。

委員

市が、様々な協議の場を想定しているとのこと感謝します。1つお願いがります。障がい者を取り巻く状況は、医療面の発達もあり、障がい者が日々求めることも変わっていったような気がします。また、様々な情報を取り入れる機器も、日々発達していったいます。市には、常にそのような状況に気を配りながら、今の時代に合った方法を考えて頂きたいと思えます。計画は、10年、6年、3年といったように、長期的な計画になっていくと思えますが、3年も経てば、状況が変わるということもありますので、そのあたりも考え、時代の流れに沿った内容にし、計画や条例が後からついていくということがないように考えていただくことが、一番良いかなと考えています。

事務局

貴重なご意見、ありがとうございます。本当に、日々環境が変化しております。先日、県庁で障がいのある方の支援機器の展示会があり、私も見に行きました。眼鏡をかけるだけで、文字を読み上げてくれるという物もありました。世の中、すごいスピードで変わっています。情報を得るのも、スマホで簡単に得られます。私が学生の時は、ワープロが出かけた時代で、パソコンもなかったので、当時と比べると進んでいると感じます。今、ご意見いただいたことを念頭に置き、計画策定に取り組みたいと考えます。

委員長

他、質問等いかがでしょうか。

委員

協議の場について、分からない部分があるので、お聞きします。2つの条例の第9条に記してある、協議の場をどこに置くのかという説明を聞いていますと、栗東市障がい者の住みよいまちづくり推進協議会、障がい者基本計画・障がい福祉計画の計画策定委員会を活用するということでした。しかし、結局協議の場をどこに設けるのか、体制的に協議の場ができるのか、できないのかもはっきりと分かりません。協議の場という具体的なイメージができるような、チャートを示して頂きたいです。

また、先ほど計画策定委員会のメンバー構成の話がありました。回答としては、約20名を想定していて、様々な立場の人達に入ってもらおうということだったのですが、当事者の人の参加については、どのように考えていますか。また、協議の場を設ける前に、ヒアリングを行うという話でしたが、それだけでは足りないと思います。やはり、計画策定委員会のメンバーの中に当事者をきちんと入れるべきだと思います。改めて、協議の場がどのような場なのか、構成メンバーの中に当事者を入れることについてどのように考えているのかという2点について、教えて頂きたいと思います。

事務局

ご意見ありがとうございます。協議の場につきましては、これから行っていくものですので、一旦このような形で行っていきたいという想いで、説明をさせて頂きました。これが最終形ではありません。条例もこれから制定というところで、とりあえずどのようなことができるのかと考え、協議の場という文言にしています。1年目は試行錯誤で行っていきたいと思っています。現在、来年度の予算の査定の時期で、来年度は計画策定を行うということが大前提にありますので、

計画策定委員会を行うことになっています。協議の場については、先ほど私が説明をした内容のように、実際、現在は未熟なものです。しかし、とりあえず、このような形でさせて頂きたいと思います。

計画策定委員会構成メンバーとして、栗東市心身障がい児（者）連合会から5団体（視覚障害者福祉協会、聴覚障害者協会、身体障害者更生会、手をつなぐ育成会、障がい児者父母の会）から選出して、当事者の方に参画して頂きたいと思っています。また、滋賀県中途失聴難聴者協会、盲ろう者友の会の方も、当事者として参画をお願いしたいと考えております。

委員

説明ありがとうございました。2点目の回答は分かったのですが、1点目について、再度確認です。

条例を協議する過程の中で、私たちから案として、協議会の具体的な内容を決めるべきだということをお伝えしたと思います。回答としては、予算や今後の見通しを考えて協議の場を作るという、含みを持たせたような言い方だったのですが、やはりそこが心配です。

大津市の手話言語条例の場合、第9条に大津市手話施策推進協議会とあり、調査審議のための協議会を置くという内容が明記してあります。また、構成メンバー、任期、内容等、具体的に説明されています。栗東市の場合にはそれがなくて、先ほどの回答だと、少し不安が残ります。実際問題として、条例が制定されても、協議の場についてはこれからとなることに対し、危惧しています。

この場で、案だけではなく、もう少し具体的な説明を聞き、確信を得たいと思っています。説明してもらった2つの場が協議の場なのか、他にも考えられるのか、今の説明だと、見通しが分からない状態です。今考えられる案と、私たちの意見を聞いて、2つの条例独自の協議の場が難しいとしても、どのような形で付帯させるのか、この場で確認できると安心です。

事務局

ご意見ありがとうございます。おっしゃることは、よく分かります。他市の状況も確認しております。しかし、現段階では、検討委員会のような構成メンバーでの協議の場は、予算的にも持てないという状況があります。各委員のみなさまに依頼する際、計画策定委員、障がい者の住みよいまちづくり推進協議会委員、条例協議の場の構成メンバーが重なり、同じ方に依頼することになると想定されるので、今ある委員会等を活用しての開催をしたいと考えています。

予算を伴う委員会と、伴わないものを考えています。いずれも、協議の場の位置づけで考えておりますので、その中で当事者団体や支援者からの聞き取りを行っていくことを考えております。不安なお気持ちになられることも分かりま

すが、市だけ、または当事者だけが施策を推進するのではなく、協力して進めていくことをお願いしたいです。特に手話言語条例に関しては、栗東市聴覚障害者協会の力を借りないと、できないと考えておりますので、協議の場というだけではなく、普段からの連絡を密にしていきたいと思っております。栗東市聴覚障害者協会だけではなく、盲ろう者友の会や滋賀県中途失聴難聴者協会等とも連携を密にし、先ほど説明したような方法で進めたいと思っております。

滋賀県以外のところの話を聞いていますと、協議の場が要望の場になるという話も聞いたことがあります。現在のところ、未熟な協議の場と思われるかもしれませんが、このような方法でやっていきたいと考えています。限られた予算の中で、進めていかなければなりません。みなさんの税金を使って行う委員会を、何回もやれば良いというものではないと思っております。予算が伴わない協議の場も正式な協議の場だと考えていますし、計画を策定していく上で、様々な団体へのヒアリングを行う必要があります、必要な協議の場だと思っております。現段階でお伝えできる考えを、お話しさせて頂きました。

委員長

私からも、少し考えをお話しさせて頂きます。この委員会は、条例を検討するための委員会で、本日の話し合いが終わり、条例案が通れば、条例は制定されます。しかし、大事なものは、条例で書かれた施策が、実際の施策としてどう実現するかということですよ。いつどこで誰が何をどう実現するかということが一番大事なわけですね。その話し合いをどこでするか考えたときに、協議の場があります。

栗東市としては、この委員会の延長線での協議の場は、今のところ考えられていないということです。ではどうするかと考えたときに、先ほどの資料 2 の説明からすると、長期の計画としては総合計画、中期は障がい者基本計画（障害者基本法に基づいているもの）、短期では障がい福祉計画（障害者総合支援法に基づくもの）があります。このどれかで条例で目指している施策を入れていき、計画的に進めていくということが基本です。しかし、パブリックコメントにあったような生の声を、どこに入れていくかという整理はこれからになると思っております。

要望一つひとつを、どの計画に入れていくかという疑問はもっともですが、現時点では何とも申し上げられないということだと思います。ただし、どこに入るかは分からないけれど、協議の場は必ず行われるということに関しては、信頼関係で進めるしかないと思っております。現時点では、委員のみなさんも声を上げつつ、どこかの計画に反映させてもらうということに関して、栗東市を信頼して、必ずどこかに入れてくださいねということをお伝えしていくしかないと思っております。

先ほど説明にあった長期・中期・短期の 3 つの計画は、根拠法も違いますし、

計画の範囲も異なっているため、どこに何が入るか、現段階では何とも言えません。さらには、2016年に始まった障害者差別解消法もあります。この内容は、もしかしたら合理的配慮の範囲におさまるかもしれないとなると、栗東市の対応要領の中に入っていき、あるいは差別解消法の協議の場に入っていきかもしれません。目標はあるけれど、そこまでに至る道筋はいくつかの選択肢があるので、これは今後どこかに必ず入れていただくということで進めていくしかないと思います。

また、委員の構成に関して、どのような委員構成になるかは自治体の判断になります。私も複数の自治体で障がい福祉計画、障がい者基本計画の策定委員をさせて頂いています。その経験から言うと、できるだけ多様な方が参加するのは良いことだと思いますが、事実上、まんべんなくすべての分野の方に入ってもらうのは、難しいです。しかし、直接の委員にならないにしても、教育委員会の方に意見を聴く等、間接的な意見聴収はしっかりやっていくことが大切です。必ず意見を聴取し、かつ反映するための話し合いを行うことが大切である。ここの部分は栗東市としても認識されています。

整理をしますと、1点目としてどの場でどの話をするかは、まだ今の段階では申し上げられないけれど、協議はしっかりやっていくということ、2点目、委員構成として、委員に選ばれる方は限られてしまいますが、意見に関していろいろな分野の方の意見をまんべんなく聴いていくということで、事務局よろしいでしょうか。

事務局

はい。

委員長

蛇足だったかもしれませんが、私の考えということで、お話させて頂きました。疑問点やご質問がありましたら、お願いします。

委員

話が少し戻るのですが、事務局の話の中で、協議の場の話の中で、要望の場という言い方がありました。私から見ると、協議といっても様々なレベルがあると思います。最初の段階では、要望、次に検討、次に施策設定、その後評価があると思います。事務局の話では、要望の話も含めて協議の場にするとなると、広すぎるかなと思います。協議の場をどのレベルで行うのか、絞る必要があるのではないかと思いました。委員長からのお話の関連もあると思うので、もう少し協議の場についての具体的なイメージを、この場で確認できればと思います。

事務局

確認ですが、どのような形で協議の場を持つのが良いと思っておられるのか、ご教示頂ければと思います。今、栗東市で活用できるのが、先ほどご説明した計画策定委員会と障がい者の住みよいまちづくり推進協議会です。想いとしては、独立した委員会を持ちたいということでしょうか。

委員

大津市手話施策推進協議会では、委員会として独立しており、私としては同じようなイメージを持っていました。しかし、栗東市の財政状況等をみると、独立した委員会が厳しいということですよ。そうであれば、計画策定委員会に盛り込むという方法になるのではないかと思います。ただし、協議のレベルとしては、案に対して決める、絞り込むという場になると思います。やはり、要望を出したり検討する場が必要になるのではないかと思いますので、当事者団体の要望を聴く場等を活用して、そこで出た意見を、きちんと委員会の場で進めていくことが望ましいのではないかと思います。

事務局

その委員会というのは、計画策定委員会ではなく、独立した委員会のことでしょうか。

委員

そのあたりが分かりにくいですよ。みなさん、イメージがしにくいのではないかと思います。そのため、チャート図のようなものを作って頂きたいと思います。

委員長

社会福祉の中での計画というのは、様々なものがあり、非常に分かりにくくなっております。栗東市で考えると、中期的な6年1期の障がい者基本計画（令和3～8年度）、3年1期で考える障がい福祉計画（令和3～5年度）があります。計画策定委員会が来年度開催されるということで、同時に策定するというのが分かりにくいと思います。

障がい者基本計画というのは、その名の通り、市全体のかなり幅広い、基礎・土台となるような障がい福祉施策が含まれています。もう一つの障がい福祉計画は、障害者総合支援法を根拠として、具体的な障がい福祉サービスの3年分の実施計画を考えるというのが中心になっています。つまり、施設系・在宅系等様々なサービスの利用者見込みを3年分出し、これを計画に沿って行っていくという、福祉サービスに特化したような意味合いが強い計画になります。今回の

条例に関する内容は、障がい者基本計画に近い内容が多いのではないかと思います。一方で、障がい福祉計画でカバーされる部分もあつたりするかもしれません。

栗東市では、大津市のように条例のための、独立した協議の場を設置するというのは、現在は考えていないということです。市によって財政状況、実施体制、事情が異なります。あまりにも複数の委員会を作ってしまうと、委員の招集も難しくなってくるという現実的な問題もあります。栗東市として来年度策定するのは、障がい者基本計画と障がい福祉計画になりますので、これらについて話し合っていく中に、条例の話を入れていくという整理でよろしいでしょうか。何か分かりにくい点があれば、お聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

～質問なし～

本当に大事で、みなさんが心配しているのは、施策の中身です。他の計画の一部として進めていく場合に、きちんと協議してくれるのだろうかという懸念はあると思います。そのため、ここをしっかりとっていく必要があります。独立した協議の場は設置されませんが、みなさんから忌憚ないご意見をいただいて、後は信頼関係の下、市にそのような意識を持ってしっかり受け止めて臨んでもらいたいという意味で、信頼関係で進めるというふうにお伝えしました。

今後、協議の場で具体的な施策として最終的に出てこなければ、この条例を作った意味がない、絵に描いた餅で終わってしまうということになりますので、そこはしっかり進めていく必要があります。ただし、今の段階では、具体的などころまで言えないというのが、事務局の回答だったと思います。以上が、今までの部分のまとめとなりますが、さらに質問や意見等がありましたら、お願いします。

事務局

今回、条例の策定までこぎつけたところです。この条例を策定して、私どもとしましては、全てが終わったという気は、毛頭ありません。これから、私どもが条例制定の主旨、意義を踏まえて、どう施策に展開していくのかが一番大切であると考えています。そしてこの条例の主旨、意義を具体化するため、これから市として何をすべきなのか、市民のみなさまに何をお願いしていかなければならないのか、一緒にやらなければならないのか、その具体的な目標を、来年度策定を予定しております、障がい者基本計画、障がい福祉計画に盛り込んでいく必要があると考えているところです。

では、何を盛り込んでいくのかということについては、それぞれの条例案にも書いています、協議の場を活用して、しっかりとみなさま方のご意見を聴きとりながら、計画の中に反映してまいりたいと考えており、このやり方が非常に重要

であると考えています。ただ、初めての取組みですので、現時点におきまして、まだみなさまに具体的にイメージできる形を、ご提示できていないというところは、至らぬところであると反省するところです。そこをしっかりとやっていくのが、この計画策定ですので、そこは確実にさせて頂きたいと考えています。そのような意識を持ってやっているということは、委員のみなさまにご理解を賜りたいと思っています。

委員長

要望と協議の件に関して、私から補足で申し上げます。計画策定の際には、ヒアリングやニーズ調査を、必ず行います。どのような形式なのかと言うと、アンケート調査やヒアリング等があります。来年度、市として要望を聴くというのをどのように進めていくのかについては、また事務局から説明があると思いますが、要望の場は不可欠です。まずは、どんなことでも言ってくださいというのが出発点になると思うので、最初は積極的に聴いていくことが大切です。ただし、委員会は、今後計画に何を盛り込んでいくのかを決めていく場ですので、通常2時間程度の委員会という場で一から聴くとなると、限られた時間で収集がつかなくなります。委員会を開く前に、ある程度要望を整理し、議題としてまとめ、委員会で要点の部分を協議するというような流れで委員会を開催するのが通例です。当然、栗東市もそのようにされると思います。誤解があったのかもかもしれませんが、事務局に確認です。要望はしっかり聴いていくということによろしいでしょうか。

事務局

もちろんです。

委員長

要望の件、先ほど質問もあったかと思うのですが、今の説明でよろしいでしょうか。

委員

わかりました。

委員長

最終的にどんな計画になり、私たちの願いと想いが実現するのかが一番の関心事だと思います。障がい者基本計画と障がい福祉計画とのすみ分けや、計画ができた経緯が分かりにくいところがあります。今後、計画策定委員になられる場合、なられない場合も、ここにいらっしゃる方から、ご意見を伺う機会があると

思います。これは私の意見ですが、行政計画の仕組みが分かりにくくなっている
ので、こういう過程でこのように話し合われていって、このような道筋で実現す
るのだということを、事務局として何らかの形で、説明もしていただけるとあり
がたいです。他何か質問ありますか。

～質問なし～

次の議題、(4) その他について 事務局から何かありますか。

2. 議事 (4) その他

事務局

今回、検討していただきました条例案を、3月議会に上程していきます。3月
議会は、3月25日が議会の最終日です。傍聴もできますので、もしご都合が合
えば、傍聴をお願いします。

委員長

傍聴すると、議決される瞬間に立ち会うことができるということですね。議会
についての案内を頂きました。

以上をもちまして、第7回検討委員会の議事を終了します。おかげさまで本
日をもちまして、7回の議事、すべて終了しました。みなさまのご協力により、
たくさん意見を頂きまして、しっかりとした議論ができたと思います。私も、委
員長とは名ばかりで、みなさんのご意見を聴くことばかりで、みなさんのご意見
を十分に拾い切れてなかった面も多々あったかと思います。力足らずで申し訳
ありませんでした。事務局の方、本当に様々な意見が出ている中で、具体的な案
を作るという作業等、多忙で大変だったと思いますが、ご尽力頂き、ありがたう
ございました。みなさまのおかげをもちまして、このような形で、条例を議会に
出す形までこぎつけることができました。本当に感謝申し上げます。ありがたう
ございました。

では、進行を事務局にお返しします。

3. 閉会

事務局

委員長、議事の進行、誠にありがとうございました。また委員のみなさまにおかれましては、活発なご意見を賜り、ありがとうございました。本日まで長期にわたり、条例の検討委員として、条例をどうすべきかを考えて頂きました。

そもそも市としては、手話言語と情報・コミュニケーションに関する条例を、1本の条例として制定したいと提案しましたが、みなさまのご意見を頂き、このように2本の条例で進めていくというところまでこぎつけることができました。ひとえに、委員のみなさまにご尽力いただいたものと、厚く御礼申し上げます。

併せまして、樽井委員長におかれましては、議事の進行、条例案の取りまとめに、大変ご尽力を賜りましたことを、重ねて心より御礼申し上げます。先ほどもご説明いたしましたように、条例を制定して終わりではありません。これから、この条例の意義、主旨を踏まえ、どう栗東市の施策に反映していくのかという大事な局面を迎えると認識しています。計画策定委員会、協議の場、ヒアリングを通して、今回条例検討委員会にご参画賜りましたみなさんの意見を聴き、施策に反映していく場もあろうかと存じます。その際には、何かとお力添え、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げますとともに、今後も、本市の福祉行政の発展、充実に、みなさまのお力付けを賜りますことをお願い申し上げます。甚だ言葉整いませんが、事務局を代表して、御礼のご挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。